「筆界未定地」について

・地図作成作業において，隣接地との境界が確認できなかった場合には，「筆界未定地」となり，確認できなかった隣地との境界線は地図に表示されません。

地図は下記右図のように表示されます。

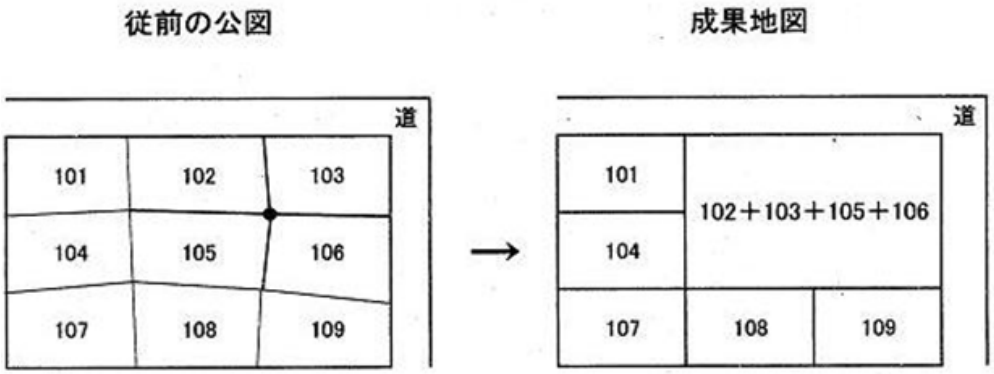

◎102，103，105，106番地は筆界未定であることを示します。

従前の公図では，１０２番，１０３番，１０５番及び１０６番の境界に筆界線が入っていますが，地図作成作業期間中に境界が決まらなかった場合には，成果地図のように１０２＋１０３＋１０５＋１０６と表示され，筆界線が入らない（入れられない）土地となってしまい，土地の範囲をはっきりと示すことができません。

・今回の地図作成作業後に筆界未定地を解消するには，筆界未定地となった境界について隣接地の所有者等と筆界確認をした上で，土地の測量等を行い，地図訂正・地積更正等の登記申請手続を行う必要があります。なお，その手続に必要な経費は自己負担となります。

・隣接地との境界が決まらない又は決めることができない場合は，筆界特定申請，ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）又は筆界確認訴訟を行った上で，地図訂正・地積更正等の登記申請手続を行うことになります。